

憲法連続講座のご案内

映画「わが青春つきるとも 伊藤千代子の生涯」には千代子が検挙・投獄され、刑務所で非人道的な扱いを受けながらも不屈にたたかいた姿が描かれています。現憲法には適正手続の定め(憲法31～39条)があります。それは、明治憲法下の官憲による「人身の自由」の「過酷な制限」を徹底的に排除するためです。

いよいよ憲法連続講座の最終回を迎えます。国民が「不断の努力で」憲法を護り、憲法を知らない政治家に憲法に従うようにさせるために、一緒に学びあいましょう！

日時 5月28日(土) 午後2時～3時30分

講師 飯田美弥子弁護士

テーマ 「戦争は個人の尊厳の最大の敵」

場所 日立シビックセンター 1階101

参加費 無料 定員30名

是非、
ご参加
下さい！



飯田美弥子弁護士

略歴

1960年茨城県日立市生まれ。駒王中、水戸一高、早稲田大学法学部卒業。法律事務所員として働きながら司法試験に合格。八王子合同法律事務所時代は、多数の民事・刑事・行政事件に取り組む。2013年5月より憲法問題を落語で語る「憲法噺」を全国で口演。2019年1月より日立市東町に「うぶすな法律事務所」を開設。

当日はZoomでもご覧いただけます。
ミーティングIDとパスコードをお伝えしますので、以下のメールアドレスにお問い合わせください。
メールアドレス

i-peace877@silk.plala.or.jp (茨城県平和委員会)

茨城県平和委員会 029-251-2806
うぶすな法律事務所 0294-51-1337